

県境漁場の漁業権免許について

1 免許の状況及び予定

漁場名	漁場の区域	関係漁協	関係県	管轄知事		
				H16～25	H26～35	R6～10(予定)
釜無川水系	国界橋(白州町)から上流の釜無川本支流	釜無川	山梨県	長野県 内共第17号	長野県 内共第17号	長野県
関川水系	兼俣橋から永沢川合流点までの関川本流及び氷沢川本支流	北信関川水系	新潟県	新潟県 内共第19号	新潟県 内共第19号	新潟県
姫川水系	JR第6鉄橋から蒲原沢との合流点まで	姫川上流系魚川内水	新潟県	長野県 内共第18号	長野県 内共第18号	長野県
天竜川水系	平岡ダム堰堤から佐久間堰堤までの天竜川本支流	下伊那佐久間ダム非出資	静岡県 愛知県	静岡県 内共第28号	静岡県 内共第28号	静岡県

2 漁場が二県以上にまたがる場合の取扱い

- (1) 関係都道府県知事相互の協議の上、免許事務を一方の知事に委任し、漁場の管轄を行う。
- (2) 国による漁場管轄知事の指定(漁業法第183条)
- (3) 国の直轄(漁業法第183条)

一方の知事へ漁場の管轄を委譲することが不都合である場合、理由書並びに関係書類を添えて農林水産大臣へ申し出る。